

| | |
|----------------------------------|---|
| | |
| <p>B 街 区</p> | <p>一 地上三階から地下一階までの床面積の合計のうち、次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物 (三)飲食店、郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービ</p> |
| | <p>二 風営法第二條第一項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同條第五項に規定する風俗関連特殊営業のいづれかの用に供する建築物</p> |
| <p>二 平 方 ト メ</p> | <p>地 開 業 に よ り 定 め ら れ た 五 千 平 方 ト メ に 満 た ない た 建 築 物 敷 地 敷 地 所 有 権 の 他 の 権 利 を 基 づ き 、 そ の 全 部 を 敷 地 と し て 使 用 す る 場 合 を 除 く</p> |
| | <p>者 、 階 段 、 エ ス カ レ ー タ ー 、 エレ ベ ー タ ー 等 並 び に これ ら に 設置 さ れる 屋 根 、 柱 、 壁 の 他 これ ら に 類 する もの 、 歩 行者 の 快 適 性 及 び 安全 性 を 高 め る た め に 設 ける 屋 根 、 防 止 柵 等 の 他 これ ら に 類 する もの 、 地下 鉄 路 の 敷 設 、 バス ター ミ ナル 等 の 公 益 上 必要 な 建 築 物 の 他 これ ら に 類 する もの 、 教会 、 建築物 の 出入 口 の 上部 に 位置 する ひ さ し の 部分 並 び に 給 排 気 施設 の 部分 を 除 く</p> |
| | |
| | |
| | |

| | | |
|--|---|--|
| | | |
| | C街区 | |
| | 一 地上三階から地下一階までの床面積の合計のうち、次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が六百四十平方メートル未満の建築物 (一) 物品販売業を営む店舗 (二) 飲食店 (三) 郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 二 風営法第二條第一項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物 | 一 風営法第二條第一項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物 二 風営法第二條第一項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 五千平方メートル | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

都市計画が変更された虎ノ門駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、本案を提出いたします。